

熊本県告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字日下1836の1（次の図に示す部分に限る。）、1836の18、1836の84
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
日下1836の1、1836の18・1836の84（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字中字畑ノ木1616、1618から1620まで、1621の1、1622から1624まで、1625の1、1625の2、1626から1634まで、1635の1、1636から1640まで、1644から1647まで、1664、1665
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字産山字小園1077の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第744号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成15年7月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 九州熊本配送センター	朝倉悟	菊池郡合志町豊岡2000番地362	平成15年7月1日